

第 8 号 議 案

令和 6 年度愛知県沿岸漁業改善資金特別会計予算

令和 6 年度愛知県の沿岸漁業改善資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ97,240千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

令和 6 年 2 月 1 9 日 提 出

愛 知 県 知 事 大 村 秀 章

第1表 歳入歳出予算		
歳 入		
款	項	金 額
1 繰 入 金		千円 1 4 0
	1 一 般 会 計 繰 入 金	1 4 0
2 繰 越 金		7 1,3 3 8
	1 繰 越 金	7 1,3 3 8
3 諸 収 入		2 5,7 6 2
	1 貸 付 金 収 入	2 5,7 6 0
	2 県 預 金 利 子	1
	3 雑 入	1
歳 入 合 計		9 7,2 4 0

歳 出		
款	項	金 額
1 貸 付 事 業 費		9 6,0 0 0 ^{千円}
	1 貸 付 事 業 費	9 6,0 0 0
2 業 務 費		1,2 4 0
	1 業 務 費	1,2 4 0
歳 出 合 計		9 7,2 4 0

第 9 号 議 案

令和 6 年度愛知県県有林野特別会計予算

令和 6 年度愛知県の県有林野特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,074,311千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(県債)

第 2 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第 1 項の規定により起こすことができる県債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表 県債」による。

令和 6 年 2 月 1 9 日 提 出

愛 知 県 知 事 大 村 秀 章

第1表 歳入歳出予算		
歳 入		
款	項	金 額
1 使用料及び手数料		千円 76,540
	1 使用料	76,540
2 国庫支出金		40,351
	1 国庫負担金	40,351
3 財産収入		137,726
	1 財産運用収入	16,893
	2 財産売却収入	120,833
4 繰入金		654,814
	1 一般会計繰入金	654,814
5 繰越金		27,453
	1 繰越金	27,453
6 諸収入		3,427

	1 県 預 金 利 子	1
	2 雑 入	3,426
7 県 債		134,000
	1 県 債	134,000
歳 入 合 計		1,074,311
歳 出		
款	項	金 額
1 県 有 林 野 経 営 費		千円 945,189
	1 県 有 林 野 経 営 費	945,189
2 公 債 費		126,122
	1 公 債 費	126,122
3 予 備 費		3,000
	1 予 備 費	3,000
歳 出 合 計		1,074,311

第2表 県 債				
起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
県 有 林 事 業 費	千円 134,000	普通貸借又は債券発行	% 9.0以内	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合には起債年度から据置期間を含めて30年度間以内に元利均等、元金均等若しくは元金不均等の方法で毎年度1期若しくは2期に分けて償還し、又は満期日に元金を一括して償還する。ただし、県財政その他の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、若しくは繰上償還し、又は利息の定率を高めないうで借り換えることができる。
合 計	134,000			

第 10 号 議 案 令和 6 年度愛知県林業改善資金特別会計予算

令和 6 年度愛知県の林業改善資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 30,919 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

令和 6 年 2 月 1 9 日 提 出

愛 知 県 知 事 大 村 秀 章

第1表 歳入歳出予算		
歳 入		
款	項	金 額
1 繰 越 金		千円 25,513
	1 繰 越 金	25,513
2 諸 収 入		5,406
	1 貸 付 金 収 入	5,403
	2 県 預 金 利 子	1
	3 雑 入	2
歳 入 合 計		30,919

歳 出		
款	項	金 額
1 貸 付 事 業 費		3 0,0 0 0 ^{千円}
	1 貸 付 事 業 費	3 0,0 0 0
2 業 務 費		9 1 9
	1 業 務 費	9 1 9
歳 出 合 計		3 0,9 1 9

第 1 1 号 議 案

令和 6 年度愛知県港湾整備事業特別会計予算

令和 6 年度愛知県の港湾整備事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4,568,392千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(県債)

第 2 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第 1 項の規定により起こすことができる県債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表 県債」による。

令和 6 年 2 月 1 9 日 提 出

愛 知 県 知 事 大 村 秀 章

第1表 歳入歳出予算		
歳 入		
款	項	金 額
1 使用料及び手数料		千円 1,151,086
	1 使用料	1,151,086
2 財産収入		2
	1 財産運用収入	1
	2 財産売却収入	1
3 繰入金		25,836
	1 一般会計繰入金	25,836
4 繰越金		98,537
	1 繰越金	98,537
5 諸収入		505,931
	1 延滞金加算金及び過料	1
	2 県預金利子	1

	3 雑 入	5 0 5,9 2 9
6 県 債		2,7 8 7,0 0 0
	1 県 債	2,7 8 7,0 0 0
歳 入 合 計		4,5 6 8,3 9 2
歳 出		
款	項	金 額
1 港 湾 整 備 事 業 費		4,5 6 8,3 9 2 <small>千円</small>
	1 港 湾 整 備 事 業 費	3,2 2 9,1 5 4
	2 公 債 費	1,3 3 9,2 3 8
歳 出 合 計		4,5 6 8,3 9 2

第2表 県 債				
起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
特定港湾施設整備費	千円 2,266,000	普通貸借又は債券発行	% 9.0以内	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合には起債年度から据置期間を含めて40年度間以内に元利均等、元金均等若しくは元金不均等の方法で毎年度1期若しくは2期に分けて償還し、又は満期日に元金を一括して償還する。ただし、県財政その他の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、若しくは繰上償還し、又は利息の定率を高めないうで借り換えることができる。
合 計	2,266,000			

第 1 2 号 議 案

令和 6 年度愛知県県営住宅管理事業特別会計予算

令和 6 年度愛知県の県営住宅管理事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ16,393,832千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

令和 6 年 2 月 1 9 日 提 出

愛 知 県 知 事 大 村 秀 章

第1表 歳入歳出予算		
歳 入		
款	項	金 額
1 使用料及び手数料		千円 13,908,467
	1 使用料	13,908,467
2 国庫支出金		822,628
	1 国庫補助金	822,628
3 財産収入		21,910
	1 財産運用収入	21,165
	2 財産売却収入	745
4 繰入金		1,597,367
	1 一般会計繰入金	1,597,367
5 繰越金		1
	1 繰越金	1
6 諸収入		43,459

	1 延滞金加算金及び過料	1
	2 県預金利子	32
	3 雑入	43,426
歳入合計		16,393,832
歳出		
款	項	金額
1 県営住宅管理事業費		16,393,832 <small>千円</small>
	1 県営住宅管理費	10,771,913
	2 公債費	5,616,919
	3 予備費	5,000
歳出合計		16,393,832

